

タイ国ライス・プレミアム政策の実証的経済分析[†]

辻 井 博*

Economic Analysis of the Rice Premium Policy of Thailand

by

Hiroshi TSUJII

In this paper the formation, the mechanism, the objectives, and the arguments concerning the rice premium (specific rice export tax) policy of Thailand are discussed. The rice premium policy is considered to have been instituted in 1955, but a special levy among other levies on commercial rice export, the rice premium, was collected from 1951. The extraction of large amounts of government revenue from Thai rice export started in 1946. The deep roots of this policy can be shown by: (1) The Thai government traditionally adhered to rice export tax from the middle of the 19th century, and (2) The rice premium or other levies on rice export from 1946 seem to fill the vacuum in government revenue caused by the abolition of the traditionally important land tax and capitation in 1938.

From 1955 the rice premium policy has been effective with occasional application of export quotas. Under the relatively stable world rice market from 1955 to 1965, the rice premium policy was mainly used for the purpose of earning government revenue. But because of the explosive price fluctuation in the world rice market since 1966, the policy began to be used effectively for stabilization of the domestic rice price with the help of the export quota. These two rice export policies were used complementarily in the very unstable world and domestic rice conditions.

Concerning the dispute about the rice premium policy, the empirical and theoretical analysis in this paper showed that the world rice market that Thailand faces is imperfectly competitive. Thus most of the critics' assertions are shown to be wrong and require considerable revision, and the proponents' positions are mostly substantiated.

I 序

ライス・プレミアムとはタイ国の米（こめ）に関する従量輸出税であるが、その米輸出価格に対する割合が非常に大きく、¹⁾ ゆえにライス・プレミアム政策のタイ国内での政治的・経済

[†] 本論文に対する中嶋千尋教授、安場保吉教授からの御指摘、御批判に筆者は深く感謝する。なお、本論文は、1970年および1973年の筆者のタイ国の米経済・政策に関する調査・研究、1974年7月に行なわれた京都大学農学部中嶋千尋教授と筆者とによるタイ国の米輸出政策および米経済に関する実態調査、およびそれ以後現在までの両者による共同研究を基盤としている。ただし本論文中の誤りは、すべて筆者の責任であることは言を待たない。

* 京都大学東南アジア研究センター

1) その割合は、1971年から1973年を除く、1956年以降の各年に21%～35%の水準であった。1946年から1955年までのタイ国からの米輸出価格に対する諸賦課金合計はこの水準から、これよりかなり高い水準の間であった。

的影響は非常に大きかったと考えられる。事実、ライス・プレミアム政策はタイ国において戦後もっとも激しく論争された経済政策の一つである。

この論争に平行して、後にあげるような、ライス・プレミアム政策に関する多くの研究成果が出版されてきた。しかしこれらの研究のほとんどは、ライス・プレミアム政策とタイ国内および世界の米市場との、具体的機構や機能の十分な実証的・理論的検討に基づいていない。それゆえ、後述するような「タイ国の直面する世界米市場が完全競争的である。」という誤った基本仮定に基づくライス・プレミアム政策反対論が広く流布され、この主張がライス・プレミアム政策を研究するほとんどの経済学者に受け入れられてきたのである。

本論文は、タイ国のライス・プレミアム政策とその補助的政策、およびタイ国内外の米市場の十分な実証的・理論的検討に基づき、主としてライス・プレミアム政策の成立基盤、同政策の機構と機能、およびライス・プレミアム政策論争の、実証的・経済理論的分析・評価を目的とする。この実証的方法により得られた本論文のもっとも重要な結論は以下のとおりである。タイ国が直面する世界米市場は不完全競争的であり、タイ国政府はライス・プレミアム政策や輸出割当政策により世界の米市場において寡占者の立場に立つから、ライス・プレミアム政策反対者たちの世界米市場が完全競争的との仮定に基づく批判は成立しないか、あるいは大幅な修正が必要である。これに対して、タイ国の直面する世界米市場は不完全競争的との仮定に基づくライス・プレミアム政策支持者の主張の大部分は支持される。

本論文の構成は以下のごとくである。第1に、ライス・プレミアム政策の歴史的成立過程を簡単に記述し、同政策の経済的・政治的成立基盤の一部を明らかにする。第2に、ライス・プレミアム政策、輸出割当政策および低価供出制の内容、これら政策の実行過程、およびライス・プレミアム政策の政策目的とその達成度を実証的、理論的に検討する。ここではタイ米の政府輸出と民間輸出との経済的特徴、制度などについても考察する。第3に、ライス・プレミアム政策論争の理論的・実証的評価を行なう。

II タイ国の米輸出政策の変遷——ライス・プレミアム政策の成立基盤

1855年に英国との間で結ばれたタイ国の開国条約（ポーリング条約）以後、タイ国からの米輸出は急速に増加した。タイ国の米輸出量は19世紀中期に年間約10万トン程度であったものが20世紀のはじめには100万トンにも達し、それ以後も1940年頃まで急速に増加した。²⁾ 19世紀中期から第2次世界大戦直前までのタイ国からの米輸出は、ポーリング条約により決定された白米 1 kwien (1.5 トン) 当たり 4 バーツ³⁾ という低い輸出税と、国内で米不足が発生した時の

2) J. C. Ingram, *Economic Change in Thailand, 1850-1970*, Stanford: Stanford University Press, 1971. p. 38.

3) *Ibid.*, p. 75.

輸出禁止措置とを除いて、ほとんど政府の規制を受けず行なわれてきた。政府はむしろ公共投資や土地税制などを通じての米の増産により、米輸出を促進する役割を果たしてきた。⁴⁾

20世紀初期のタイ国の財政政策は、収入増加のため輸入税率を引き上げることに重点が置かれた。1926年の開国条約の改定により同国が関税自主権を回復した後は、政府収入に占める輸入税の割合は急増した。他方輸出税収入の政府収入に占める割合は1926年以降漸減した。これは同年以降多数の輸出税が廃止されたことによる。しかし米輸出税制は維持された。この米輸出税制の継続は、タイ国政府の財政収入面における米輸出税に対する伝統的重視ないし執着を示す⁵⁾ものであろう。

1938年に立憲君主制の下で新しい税法が成立し、農民に対する伝統的な重税であり、総税収の10~22%をも占めてきた土地税と人頭税が廃止された。それにかわって法人税が新設され、所得税制が改定された。しかしこれら直接税は戦前および50年代末頃までは非常に少ない税収しかもたらさなかった。⁶⁾ 戦後においては後述するように、1946年から現在に至るまで米輸出からの財政収入が全政府収入の中で大きな割合を占めるようになった。その割合は1937年以前の土地税と人頭税のそれにちょうど匹敵するものであった。主として米作農民が負担していたと考えられる土地税と人頭税の廃止後8年して、両税からの税収減をちょうど埋め合わせるような形で米輸出が重要な財政収入源として取り扱われるようになったのである。

第2次世界大戦には、タイ国は1942年1月に日本側で参戦した。戦争の激化とともに米の輸出量は急減し1945年には年間20万トン程度の低水準に落ち込んだ。戦後の米輸出に関する政策と制度の展開および米輸出の回復は、この戦争の結果に強く規定されてきた。筆者はこの展開を以下のように時代区分して考察する。⁷⁾

- 1946年1月—1947年8月, 第1期(戦後賠償期)
- 1947年9月—1949年12月, 第2期(国際管理期)
- 1950年1月—1954年12月, 第3期(国家統制期)
- 1955年1月—1955年12月, 第4期(自由輸出期)
- 1956年1月—現在, 第5期(政府・民間輸出併存期)

戦争は日本の敗北に終わり、戦争終結直後タイ国は米輸出の国家独占を宣言した。⁸⁾ 戦争直後の世界の米需給は極端な米不足の状況にあった。1946年1月1日タイ国は英国およびインドとの間に和平の公式協定を結んだ。その1項で、タイ国は戦争中の日本への協力に対する賠償

4) *Ibid.*, Chapter 3, 4, and 8.

5) *Ibid.*, Chapter 8, p. 180, and p. 183. 1926年以前にも米輸出税は、他の輸出税に比べ特別扱いされた。

6) *Ibid.*, p. 184 & p. 300.

7) Sura Sanittanont, *Thailand's Rice Export Tax: Its Effects on the Rice Economy*, Bangkok: National Institute of Development Administration, 1967, chapter 2. 第3期まではこの Sura の論文での区分を参照した。

8) Ingram, *op. cit.*, p. 87.

として、最高150万トンの白米を無料で輸出する義務を負った。ここに上述の第1期が始まる。この賠償米に関するタイ国側の機関は初めは Mixed Committee, 後には Rice Purchasing Bureau (米穀購売局) であり、英国側は英国食糧省のタイ国出先機関である Siam Rice Unit であった。そして賠償米の引き渡しはこれら両国の機関の間で英国側の指示により行なわれた。また1946年5月6日にはタイ国と英米の間に3国協定が結ばれ、それに基づいて合同シャム米委員会が設立された。同委員会は英米を構成員とする Combined Food Board の勧告に基づき、タイ米の輸出を促進するとともにタイ経済の復興に勧告、協力を行なった。⁹⁾

このような制度の下で第1期の戦後賠償的米輸出は行なわれた。第1期の初めには、タイ国政府の米の国内買入れ価格が非常に低かったので十分な量が集まらず、同輸出は失敗した。米輸出を促進するため、同期の米輸出管理機構は以下のような対策を行なった。すなわち(1)米輸出の低価格での有償化、(2)国内買上げ価格の引き上げ、(3)国内の米の流通・貯蔵の統制、(4)政府への米の販売に対する奨励金交付、(5)政府への米の販売量に応じた販売者への少量の米の民間輸出許可や小額の外国為替上の利益の供与、などであった。しかし米輸出はあまり増大しなかった。¹⁰⁾ 第1期にタイ国が負った米の総輸出義務量は225万トンであったがその内76万2千トンのみが同期間中に輸出された。1947年8月末に上述の3国協定は終了し、合同シャム米委員会も廃止となり、輸出義務未達成分は免責にされた。¹¹⁾ このように実際の輸出量が非常に小さくなったのは、主として政府の米購入価格が国内市場価格に比べて非常に低かったためであろう。政府の意識的な賠償的輸出義務の回避の意図が、こういう結果をもたらした根本原因であるという人もある。¹²⁾

第1期の政府による米輸出の独占と国内での低価格買上げは、農家の米販売価格をこのような制度が存在しない時に比べ大きく押し下げたと考えられる。ゆえに第1期における賠償的米輸出は米販売農家の大きな負担の下に行なわれたと言える。逆に政府が賠償的米輸出から得る価格は、無償であった1946年1～3月を除いて政府の国内買入れ価格の約2倍であったから、¹³⁾ 第1期の賠償的米輸出から政府はかなりの財政収入を得た。

第1期においてタイ国の米輸出を法的に独占した Rice Purchasing Bureau は、この時期にはまだ腐敗していなかった。¹⁴⁾ しかし同 Bureau やタイ国政府の米輸出の統制は十分でなく、シンガポールやクアラルンプールにおける米のやみ価格の暴騰が強い誘因になって、米の密輸

9) 長谷川善彦、『タイの米穀事情』東京：アジア経済研究所，1962，pp. 473-476.

10) *Ibid.*, pp. 474-481. 米輸出促進のための民間輸出の許可や為替上の利益を与える政策は3% and 10% Inducement Scheme と呼ばれた。政府へ米を販売した者がその販売量の3%を民間輸出でき、その民間輸出額の10%の外国為替を自己保有できるようにする政策であった。

11) Sura, *op. cit.*, p. 19.

12) Ingram, *op. cit.*, p. 87.

13) Sura, *op. cit.*, p. 18を参照せよ。

14) T. H. Silcock, *The Economic Development of Thai Agriculture*, Canberra: Australian National University Press, 1970, p. 216.

出は盛んに行なわれた。

第2期（国際管理期）は1947年8月31日に上述の3国間協定が終了したのち始まり、上述の Combined Food Board の後身である IEF C(The International Emergency Food Committee) の管理下で米輸出が行なわれた時期である。上述の Rice Purchasing Bureau は改組されて タイ米穀庁 (Siamese Rice Office) となった。この期間にも米輸出は政府間輸出のみが許され、IEFC が決定する割り当てに従い行なわれた。タイ国からの輸出米は他の米輸出国と同じ基礎価格¹⁵⁾ を受け取ることになり、この時期からタイ米の輸出は戦争賠償的色彩を取り去って行なわれるようになったのである。米穀庁は余剰米の全量吸収など国内米市場の統制も行なった。政府の米の国内買入れ価格は1947年には46年の水準のほぼ倍のトン当たり50ドルになり、48年、49年には63.1ドルになった。輸出価格も1947年に1946年の倍近くの95.1ドル、1948年、49年には138.8ドルとなったので、¹⁶⁾ タイ国の米輸出はこの期間に急速に戦前の水準に回復した。

IEFC は1949年末に解散しタイ国は米輸出に関して完全な自主性を持つに至る。この時点から1954年末までが第3期（国家統制期）である。このようにタイ国の米輸出は1946年から1949年までは外部従属的国家独占、1950年から1954年末までは自主的国家独占の下で行なわれたのである。1950年以降も米輸出が国家独占的に行なわれようとしたのは、いまだ不安定性を持っている世界米市場においてある程度安定性を維持しようと英、タイ両国が合意したからである。¹⁷⁾ 国内の米の流通と在庫の統制については第2期の制度がそのまま存続した。

この第3期には、米の輸出制度はかなり複雑になりまた大きく変化し、かつ国内政治と政治資金面で深く関わるようになった。1950年は安定した市場条件の下でタイ国は政府間契約の形 (G-G contract) で150万トンほどの多量の米を輸出した。しかし1951年にはいと朝鮮戦争の影響で一次産品の価格が高くなり、インドネシアなど米輸入国の外貨事情が良くなり、米の輸入需要が高まり、米の国際価格も上昇した。同年にインドネシアは、戦後はじめて G-G contract 以外にも米をタイ国から買い付けたこともあってタイ国の国内市場米価も上昇した。¹⁸⁾ これに対しタイ政府の米の国内買上げ価格は一定に保たれていた¹⁹⁾ので、政府への米販売業者は採算上の問題に直面した。同時にタイ米輸入国は、輸入米の品質低下ないし契約量の輸入不可能という問題に直面した。この問題に対し、タイ米の主要輸入国であった日本と英国は、次のような対策を行なった。日本は上記米販売業者の損失を補償する支払いを行ない、英国はタイ政府を指導して、米穀業者がタイ米穀庁に売り渡す米のそれぞれ4.5トンに対して1トンの割合で、民間輸出の許可を業者に与えるという Inducement Scheme を採用させた。この Scheme は

15) この価格は自由市場価格よりまだかなり低かった。

16) これら諸価格は Sura, *op. cit.*, pp. 18-19より引用した。

17) 長谷川, *op. cit.*, p. 488.

18) *Ibid.*, p. 491.

19) Sura, *op. cit.*, p. 21.

上述の第1期の3% and 10% Inducement Scheme の線に添ったものである。²⁰⁾ 1952—53年になると米の国際価格はさらに上昇したので、タイ国政府は輸出価格のより低い政府輸出米をできるだけ少なくし、価格のより高い民間輸出米のシェアを増大する政策をとった。²¹⁾ そして52, 53両年の米輸出は1951年にその端緒が見られた3方法により行なわれた。この3方法とはすなわち政府輸出、Inducement Scheme による民間輸出、および政府の恣意的許可による民間輸出である。第3の方法による米輸出は、上述した1951年のインドネシアによる G-G contract 以外のタイ米の買い付けが最初である。

第3期においてのみならずすでに第2期より、タイ国は米輸出の国家管理と複数為替レート制度²²⁾ により多額の財政収入を得ていた。第2, 3期のタイ国の米輸出の主要部分を占める政府輸出では、まず米穀庁が精米業者から購入した白米をその価格の約20%高の価格ですぐに輸入国の指定代理店である輸出業者に売り渡すという、書類上だけの費用のかからない行為により巨額の収入を得た。さらに輸出により得られた外貨は法的にタイ国国立銀行に公定レート²³⁾ で集中されたので、同銀行がこの外貨を自由市場レートで売る時さらに巨額の差益が入り、それがまた政府収入になる。つまり政府輸出米に関して政府は二重の財政収入を得たのである。他方第3期より再開された米の民間輸出からも、政府は同様の二重の財政収入を得た。すなわち上述の民間輸出の2形態とも、輸出業者は政府が全量購入した余剰米から、輸出用米を政府購入価格の15~20%²⁴⁾ 高で購入させられ、さらに米輸出によって得られる外貨は公定レートでタイ国国立銀行に売却させられた。また上述の政府の恣意的許可による民間米輸出については、1951年より政府はその輸出許可証交付に対して“rice premium” と呼ばれた特別賦課金を徴収した。その額は時にはトン当たり15~30ドルにも達した。²⁵⁾ 1955年から実施されるライス・プレミアム政策 (the Rice Premium Policy) の萌芽は、このように1951年にすでであったのである。また民間輸出に対する許可証はそれ自身売買され、その価格は1951年にトン当たり35ドルにも達した。²⁶⁾ 政府の役人でこの許可証を入手しすぐ売り払うことで私的収入を得る者もあった。²⁷⁾

上述したようにタイ米穀庁の米輸出からの収益は巨額にのぼった。タイ米穀庁から財務省へ繰り入れられた金額だけでも1948, 49, 50の各年にそれぞれ1,440, 1,950, 660万ドルに達し、

20) 長谷川, *op. cit.*, pp. 491-492. 3% and 10% Inducement Scheme については脚注 10) を参照せよ。

21) 長谷川, *op. cit.*, p. 493.

22) Paul Sithi-Amnuai, *Finance and Banking in Thailand*, Bangkok: Thai Watana Panich, 1964, pp. 74-75.

23) タイ国側から見て自由市場比率の約2倍。

24) Sura, *op. cit.*, p. 21.

25) *Ibid.*, および長谷川, *op. cit.*, pp. 493-494, and p. 504. 後者によればこの賦課金からの収入は財政収入とならず、政治的資金として使われた。

26) Ingram, *op. cit.*, p. 91.

27) *Ibid.*

それらは各年のタイ国の全財政収入の19%, 22%, 6.5%²⁸⁾ を占めた。しかしこれらの金額は米穀庁の米輸出からの全収益ではないと言われている。50年代初期, タイ国が米の売手市場に直面した期間中, 米穀庁の収支は公にされなかった。Ingram は米穀庁の財政収入に関する検討において次のように述べている。

“Government profit on rice trading is one large new source of revenue. … It is frequently alleged that part of the rice profits are being siphoned off by high officials, …²⁹⁾”

Silcock は, Ingram の述べた米穀庁の収入の高官による流用の点をさらに強調し, またライス・プレミアム政策成立の基盤に関して次のように述べている。

“If he [Phibul] wanted to derive a profit from rice for the ruling army group, he had to gain control of the Rice Bureau. … The Rice Bureau was taken over by the politicians, and throughout the sellers’ market of the Korean War its accounts were never published. It was an open secret that the profit from rice were one of the main sources of the dictator’s power to buy support.

The Thai politicians thus had both a personal and a political interest in keeping the internal price of rice low during the whole period of the Korean War, when the international price of rice was high. This is the main reason for the present pattern of the Thai economy, with low internal prices of rice keeping the cost of living low.³⁰⁾”

即ち Silcock は40年代末および50年代初期の, 政治と密接に絡み合ったタイ米の輸出制度が, 1955年以後のライス・プレミアム政策の成立の基礎であるとするのである。

筆者は, Silcock のこの主張が制度の自己保存性を言っている点ではこれを否定するものではない。しかし後述するように, ライス・プレミアム政策の1955年からの正式実施後, 同政策からの収入はすべて国庫に納入されたことを考えると, Silcock の主張には同意しがたい。筆者はライス・プレミアム政策成立のより根本的な基盤は, タイ国における徴税の伝統と米関係の経済活動への課税の当然性にあるのではないかと考える。米に対する輸出税は本節のはじめに述べたように19世紀中頃から現在まで継続して徴収されており, タイ国政府は同税を伝統的に重視していた。またタイ国における米の生産, 流通, 輸出などは, タイ国経済において過去, 現在を問わずもっとも重要な経済活動であり, ゆえにこれら経済活動が課税されるのは当然とも考えられる。じっさい, 先述したように, 1938年にそれまで長期にわたりタイ国の財政収入の大きな部分を占めていた米生産農民に対する人頭税と土地税が廃止されたが, それから8年後には両税からの収入の消滅を補うような形で米輸出が政府収入の重要な源とされ, 現在に至

28) Ingram, *op. cit.*, p. 185; Sura, *op. cit.*, p. 20. これらの収入は外国為替差益は含まない。なお Sura は 1951年から1954年間の同比率を15~20%と推測している。

29) Ingram, *op. cit.*, p. 186.

30) Silcock, *op. cit.*, p. 216.

っているのである。

1951年をピークとして下がり始めていた米以外の大部分の一次産品価格は1953年（朝鮮戦争の終了）、54年にかけて急落した。これら商品の輸出国の多くは、米の輸入国でありこれら諸国の外貨事情が悪くなったので、米の輸入需要は減退していた。また米の国際価格は1950年から53年まで上昇を続けたが小麦の価格は同期間ほぼ安定しており、世界的に米から小麦への需要の代替が起こっていた。このような状況の下でタイ国からの米輸出は次第に困難になり港頭在庫は1954年に80万トンに達した。また米の民間輸出価格も低落し、従来の政府統制と複数为替レート制度の下での民間輸出へのインセンティブは減少した。このような米輸出の困難に直面したタイ国政府は、徐々に米輸出手続きの簡素化や米輸出自由化を行なった。

タイ政府は1955年1月米輸出の政府独占制を廃止し、ライス・プレミアムを徴収して米の民間輸出を許可する新制度を発足させ、民間輸出に頼って米輸出を促進しようとした。ここに第4期がはじまる。ただ政府は同年7月までは、米輸出に関して複数为替レート制度の下での為替集中制をライス・プレミアム徴収と並行して行なったが、8月からはライス・プレミアムだけの徴収に単純化した。³¹⁾ このように1954年末で戦後の政府独占的な米の輸出制度は廃止され、第4期である1955年1年間は米輸出がすべて民間輸出によって行なわれた。1955年の米輸出に対する政府賦課金合計額はトン当たりで第3期と比べ約半分（5% rice で約1,160バーツ）となり、同年の米輸出は124万トンと前年より約22%増加した。³²⁾

ライス・プレミアム政策は一般には第4期、1955年に始まったとされているが、それは次の理由のためであろう。(1)第3期の複数为替レート制度の下における非常に複雑な米輸出に対する賦課制度がライス・プレミアムという従量輸出税一本に単純化されたこと。(2)第3期には米輸出からの収益のかなりの部分が個人的・政治的に流用されていたのを、主としてタイ国国立銀行からの圧力³³⁾で、少なくともその大部分が経済省に新たに設けられた会計に繰り入れられ国家の収入になるようになったこと。しかし、上の第3期の輸出制度の検討のところで述べたように、ライス・プレミアムという言葉は、米の民間輸出に対する特別課徴金としてすでに1951年から存在していた。

III 第5期（政府・民間輸出併存期）におけるタイ国の米輸出政策 —ライス・プレミアム政策とその政策目的を中心に

第4期すなわち1955年中のタイ国からの米輸出はすべて民間輸出により行なわれたが、1956年からはまた政府輸出と民間輸出の両方が行なわれるようになった。このように第5期（政府・民間輸出併存期）は1956年から始まり現在までをカバーしている。本節では、ライス・プ

31) 長谷川, *op. cit.*, pp. 509-510.

32) *Ibid.*, p. 510および Sura, *op. cit.*, pp. 22-26参照。

33) Silcock, *op. cit.*, pp. 217-219.

レミアム政策に重点をおきつつ、同期の米輸出制度および米政策の実証的経済分析を行なう。このための資料として筆者の現地調査結果や関係出版物を利用する。

1956年から再開された米の政府輸出の全輸出に占める割合は、1960年までは徐々に増大したが、60年代以降はほぼ30~50%の水準にあった。しかし、この政府輸出の再開は第3期以前のような政府による米輸出の再統制を意味しない。米の政府輸出と民間輸出とは並行して行なわれ、輸出業者はライス・プレミアムなどの輸出賦課金を政府に支払うだけで米を民間輸出できた。米の政府輸出が民間輸出と併存する理由について商務省貿易局局长 Suthee 氏は³⁴⁾ (1)輸入国が政府輸出を希望、(2)政府間契約に特徴的な1取引で大量の輸出は民間業者では不可能、(3)政府輸出は民間米輸出を補完する役割を持つ、の3点をあげた。

まず米の政府輸出のメカニズムについて簡単に検討しよう。政府輸出は上述の第1~第3期の米輸出の国家独占期にも行なわれ、その基本的な機構は第5期のそれとあまり変わらない。すなわち米の政府輸出は政府(最近では商務省貿易局)が輸出価格と量に関して外国政府と輸出契約を結び、民間から米を買い上げ、それを民間の輸出業者に輸出させるというプロセスで行なわれる。この政府輸出米の実際の取扱いはすべて民間業者が政府から手数料を取って行ない、貿易局は書類上の処理を行なうだけである。後述するようにライス・プレミアムにより米の国内価格が輸出価格より低くなっているため、政府は政府輸出から巨額の財政収入を得られるのである。米の政府輸出における政府の国内買い上げ価格と輸出価格の差もライス・プレミアムと呼ばれる。³⁵⁾ 政府輸出米のタイ国政府の買い上げ価格は、第1~第3期と同様第5期にも公定価格であった³⁶⁾ が、最近では業者からの入札で決定され、ゆえに市場価格となっている。³⁷⁾

次に米の民間輸出の機構と制度とを簡単に検討しよう。米の民間輸出は基本的には民間業者が独立に外国の輸入業者と契約し、政府から輸出許可を受け、後述するライス・プレミアムなどの諸輸出賦課金を支払い輸出するという手続きで行なわれる。ライス・プレミアム総額は輸出時点の、米の規格別ライス・プレミアム水準で計算され、輸出業者により支払われる。米輸出業者は政府より免許を与えられている。

タイ国における米輸出業者数は、タイ国商業会議所(Board of Trade of Thailand)のリストによれば126社である。³⁸⁾しかしこの中にはリストに載ってはいるが現在何も米輸出を行っていないものもかなりある。また上位5社では米輸出に関し約30%のシェアを持っている。³⁹⁾多くの輸出業者は米の国内流通にも従事し、米倉庫や精米所を操業している。上記の上位5社

34) 筆者の1974年7月のインタビューによる。

35) Jittima Pookkachatikul and D. E. Welsch, *Thai Rice Premium Data, 1954-1973*, Staff Paper No. 12, Dept. of Agr. Econ., Kasetsart Univ., 1974, p. 2.

36) Sura, *op. cit.*, p. 26. この価格は市場の需給条件に応じ、ある期間ごとに調節された。

37) 貿易局局长 Mr. Suthee とのインタビューによる。

38) Board of Trade of Thailand, *Annual Report for 1973*, Bangkok, 1974.

39) 筆者の米輸出業者とのインタビューによる。

は国内米市場に多少の支配力を持っていると言われている。

次にタイ国の米輸出政策の機構を具体的に検討しよう。最初に本節の主題であるライス・プレミアム政策を取り上げる。前節でライス・プレミアム政策の萌芽はすでに1951年に現われており、また同政策の基盤はタイ国経済・財政の伝統的特徴にあると指摘した。さらにライス・プレミアム政策は1955年より実行され、1955年の米輸出に対するライス・プレミアム金額は第2次大戦後の第3期（1950年—1954年）の米輸出に対する賦課金総額の約半分に減少したこと

表1 米輸出とライス・プレミアム

Year	米 輸 出			ラ イ ス ・ プ レ ミ ア ム				100%白米の 卸売価格 (バンコク) (バーツ/トン)
	(1) 量 (1000tons)	(2) 価 額 (100万バーツ)	(3) 価 格 (バーツ/トン)	(4) プレミアム 総収入 (100万バーツ)	(5) ^a 平 均 プレミアム (バーツ/トン)	プレミアムからの 財政収入の割合		
						(6) ^b 対総輸出額 (%)	(7) 対総財政 収入 (%)	
1950	1,418	1,672	1,179					
1951	1,474	1,824	1,237					1,738
1952	1,549	2,629	1,697					1,912
1953	1,359	3,747	2,757					1,718
1954	1,001	3,087	3,084					1,705
1955	1,236	3,133	2,535					1,880
1956	1,265	2,861	2,262	842	666	29	17	1,858
1957	1,570	3,622	2,307	840	535	23	16	1,771
1958	1,133	2,968	2,620	812	717	27	15	1,963
1959	1,092	2,576	2,359	756	692	29	13	1,800
1960	1,203	2,570	2,136	745	619	29	11	1,641
1961	1,576	3,598	2,283	872	553	24	12	1,731
1962	1,271	3,240	2,534	753	592	23	9	1,992
1963	1,418	3,424	2,416	819	578	24	9	1,799
1964	1,896	4,389	2,315	1,238	653	28	12	1,680
1965	1,895	4,334	2,281	1,192	629	28	11	1,649
1966	1,507	4,001	2,650	995	660	25	8	2,189
1967	1,482	4,653	3,144	995	671	21	7	2,532
1968	1,068	3,775	3,534	1,268	1,187	34	8	2,110
1969	1,023	2,945	2,879	1,037	1,014	35	6	2,377
1970	1,064	2,517	2,366	540	508	21	3	2,103
1971	1,576	2,909	1,846	225	142	8	1	1,787
1972	2,112	4,437	2,101	158	75	4	0.7	1,976
1973	849	3,594	4,233	333	392	9	1	3,007
1974	1,017	9,286	9,131 ^p	3,124 ^p	3,072	34	8	3,921
1975								4,076*

注：a. (4)÷(1) b. (4)÷(2) p. 推定値 *. Feb., 1975.

出典：Bank of Thailand, *Monthly Report* ; Bank of Thailand, *IMF Consultations*, 1960, 1970 ;
Department of Customs, *Annual Statement of Foreign Trade*.

も指摘した。このライス・プレミアム政策は1955年以後現在まで（第4，5期の間）継続して行なわれてきた。

ところで現在タイ国の米輸出に対する賦課金には、次の3種類がある。

- (1) Rice export premium（本論文ではライス・プレミアムと呼ぶ。）
- (2) Rice export tax（米輸出関税）
- (3) Local tax on rice exported⁴⁰⁾（地方税）

(1)のライス・プレミアムは上述のごとく従量輸出税⁴¹⁾である。表1に示されているようにそれからの年間総税収は1971年から1973年の期間を除いて米の総輸出額の21%から35%の高い割合を占めた。特にライス・プレミアムからの税収の総財政収入に占める比率は1965年以前は9%~17%もあり、ライス・プレミアムはタイ国の重要な財政収入源であった。この比率は1966年以後低下傾向にあったが、世界の米需給が極度に緊迫した1974年には8%に上昇した。ライス・プレミアムは多数の米の規格のそれぞれについて決められ、平均値では民間輸出に対するライス・プレミアムのほうが政府輸出に対するライス・プレミアムより高い。⁴²⁾

(2)の米輸出関税は戦前にもあった一般輸出税と同じものであり、政府により決められる米の公定輸出価格の3.2~10%⁴³⁾ほどの従価税である。(3)の地方税は内務省が税関で徴収し市および町に交付される。これに対し上述の(1)と(2)の米輸出賦課金は国家の財政収入になる。

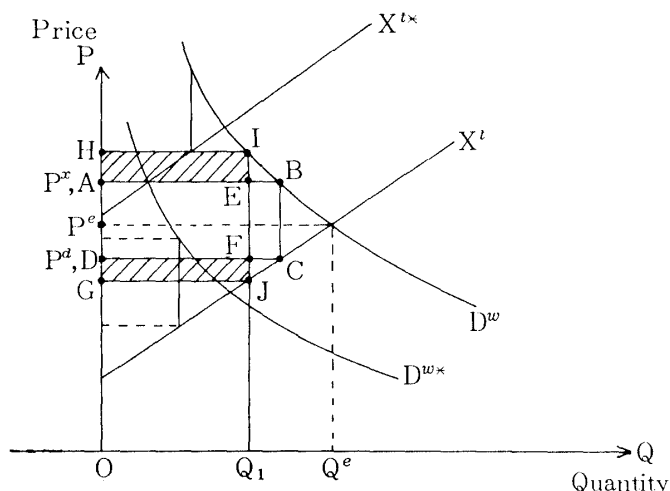


図1 ライス・プレミアムと輸出割当制

これら3種類の賦課金のうちライス・プレミアムは、米輸出単位量当たり金額や政府収入に占める割合から見て他の2種類の賦課金に比べ非常に大きい。⁴⁴⁾ゆえに本節ではライス・プレミアムに焦点を合わせて検討を加えるのである。

まずライス・プレミアム政策がタイ国の米の輸出価格(P^e)、国内価格(P^a)、輸出量(Q)、国内需給に及ぼす影響を簡単な図(図1)を使って示しておこう。

40) Anan Lewchalermwong, *Taxation and Tax Reform in Thailand*, Bangkok: Kurusapha Ladprao Press, 1972, p. 96.

41) Ingram, *op. cit.*, p. 247 によれば、米の急な需給逼迫の始まった1967年1月からライス・プレミアムは規格別の公定米価を基礎にした従価税になり、逼迫がなくなってからも従価税として存続し、1969年9月になって元の従量税にもどった。

42) Ingram, *op. cit.*, p. 247.

43) Anan, *op. cit.*, p. 96 および筆者のインタビューによる。

44) Anan, *op. cit.*, p. 96 を参照せよ。

ここにおいて D^w は世界のタイ米需給曲線、 X^t はタイ国のタイ米輸出曲線(超過供給曲線)である。この図の \overline{OP} に関して反対側の象限に X^t に対応するタイ国内の米の需給曲線が描けるが、本稿では単純化のため省略する。⁴⁵⁾ 米のマーケティングに関する手数料は単純化のためなしと仮定する。 D^w の傾きないし世界のタイ米需要の価格弾力性は本稿の主要な論点の一つであるが、それは次節で詳しく検討する。さて図1は、ライス・プレミアムがない場合タイ米の輸出量は Q^e 、輸出価格および国内価格は同一水準の P^e となるが、米輸出量1単位当たり \overline{BC} というライス・プレミアムが課されると輸出量は \overline{DC} 、輸出価格は P^e 、国内価格は P^d となることを示している。すなわち \overline{BC} というライス・プレミアムによって、その他の条件に変化がなければ、タイ国の米輸出量は Q^e より \overline{DC} に減少し、輸出価格と国内価格とは \overline{BC} だけ乖離し、輸出価格は P^e と P^d より高く、国内価格は P^d と P^e より低くなるのである。図には示していないが、 \overline{BC} というライス・プレミアムにより国内価格が下がるのでライス・プレミアムがないときに比べタイ国内の米の供給は減少し、米の需要は増大する。これら国内需給の変化は上述のタイ米輸出量の Q^e から \overline{DC} への減少と一致する。

タイ国では後述するように米の輸出割当制が、戦後断続的に行なわれてきた。図1により同制度とライス・プレミアム政策の関係を簡単に示しておこう。図1で輸出割当量が $\overline{OQ_1}$ 、ライス・プレミアムが \overline{BC} のときは、割当制が効いており(割当制がタイ米の輸出量と輸出価格および国内価格を決めている)、ライス・プレミアムは効いていない。しかし、割当制に伴う余剰利益(4辺形 $GHIJ$)の分配は、ライス・プレミアム政策により4辺形 $Aefd$ が財政収入に、二つの斜線部分が輸出業者に帰属するようになっている。もし割当量が \overline{DC} より大きければライス・プレミアム政策だけが効くようになる。

ではライス・プレミアムの具体的決定機構について検討しよう。この点は今日までの諸論文でまったくと言っていいほど触れられていない。またこの決定機構は後に述べるような重要な問題を含んでいる。ライス・プレミアムは経済省貿易局の管轄下であり、規格別のその水準は同局の米の国際市場、国内市場の需給条件の毎日の検討を基礎に同局により決定される。⁴⁶⁾ 第1に1週間というような短期、または長期で後述する米輸出割当制が効いている場合には、米の輸出量は一定と考えられるから、ライス・プレミアムは以下のように決定されると考えられる。すなわち、(1)米の規格別の輸出価格と、(2)国内卸売価格、輸出諸費用、正常利潤(normal profit)の3項目の和とが計算され、原則として両者間の格差を基準としてプレミアムの水準

45) 同図は Hiroshi Tsujii, "An Econometric Study of Effects of National Rice Policies and the Green Revolution on National Rice Economies and International Rice Trade among Less Developed and Developed Countries: With Special Reference to Thailand, Indonesia, Japan, and the United States," unpublished Ph. D. dissertation submitted to the University of Illinois at Urbana-Champaign, 1973, p. 78 の図の一部を基に描かれた。

46) 以下の政府側のライス・プレミアム決定プロセスの説明は、筆者の1974年7月の貿易局局長 Suthee 氏やその他米貿易関係者とのインタビュー、その他関係資料を基礎にしている。

は決定される。ここには輸出業者に正常利潤を保証するという考え方がある。第2に長期で輸出割当制が効いていない場合は、世界のタイ米需要曲線とタイ国の米輸出曲線とは価格の関数であるから、ライス・プレミアムはすぐ上で述べたような方法では決められない。この場合、ライス・プレミアムは次のような要素を考慮して貿易局により決定されると考えられる。それらの要素とは(1)ある時点で社会的、政治的に許容されると考えられる最高の卸売価格と最低の農家手取価格とを、実際の両価格が越えないこと。(2)ライス・プレミアムからかなりの財政収入が得られること。(3)従来からの安定したタイ米輸入市場を確保すること、である。⁴⁷⁾ これら三つの要素から明らかなように、第2の場合では、ライス・プレミアムの水準は主としてタイ国の消費者と農民と政府の3者間の政治的力関係、および若干の経済的、財政的問題に対する政府の判断に基づいて決定されるのである。

これが政府側のライス・プレミアム決定プロセスであるが、米輸出業者側は次のような手順でこのプロセスに影響を与えることができる。すなわちタイ国商業会議所内に米委員会(Rice Committee)があり、同委員会がライス・プレミアムの水準を検討し、もしその水準の変更要求を決定すれば、同会議所の理事会から政府に要請するという手順である。⁴⁸⁾

貿易局の中にはライス・プレミアムに関する公式の委員会のようなものはない。同局局長がライス・プレミアムの最終決定に関してかなりの発言権を持っている。ライス・プレミアムの変更の必要が生じたときは、貿易局が内閣の同意を得たのち変更する。この同意が得られない時は関係大臣からなる一時的な委員会が作られ、これがライス・プレミアムの水準について検討を行なう。

ところでこのライス・プレミアム決定機構において問題はどこにあるのだろうか。問題はライス・プレミアム決定の重要な要因である米の輸出価格と国内卸売価格にある。両価格はタイ国商業会議所内の米委員会の下の米価小委員会(Rice Price Subcommittee)により毎週月曜日にその週に対して決定(クォート)され、貿易局の承認を受けたものである。ところでタイ国商業会議所は民間の機関であり、民間の貿易・諸産業関係者と政府との間の連絡・調整、貿易の振興、商業紛争の調停などを目的としており、その中の米価小委員会は米輸出業者により構成されている。ゆえに貿易局のライス・プレミアムの決定に際し最も重要な基礎となる米の輸出価格と卸売価格とは、米輸出業者側が貿易局へ報告した価格なのである。1974年夏の米輸出関係者とのインタビューによれば、米価小委員会の付けた輸出価格は輸出商がオファーできる実勢価格の性格を持っており、実際の輸出価格はそれと必ずしも一致せずそれより高くなる

47) 筆者のライス・プレミアム政策担当者とのインタビューからの印象では、米輸出からの外貨獲得量は、ライス・プレミアム決定に際しあまり重要な要素((3)の要素で間接的に表わされているが)としては構えられていないようである。この点は後述する世界のタイ米需要曲線の弾力性が1に近いことと関係し、興味深い。

48) タイ国商業会議所でのインタビューによる。

ことが多いということであった。報告された価格と現実の価格とが異なると、第1に、短期的に割当制が効いている場合、米輸出業者の利潤に大きな違いをもたらす。第2に、長期で割当制が効いていない場合、米輸出業者に動的な利潤または損失を与え、また政府の適切なライス・プレミアム政策の実行を難しくする。これら二つの理由により、貿易局はライス・プレミアム決定の基本材料として使われる米の輸出価格と国内卸売価格に、米輸出業者が報告する価格でなく、業者とは独立に調査された価格を使用すべきであろう。ただ米輸出業者と貿易局の間には、米輸出に関する知識などに関して大きなギャップはなく、またある程度の相互信頼関係があることが1974年7月の筆者の調査で明らかになったことを付言しておく。

ライス・プレミアム政策の補助的な制度として、輸出割当制と米輸出にリンクした低価供出制 (Reserve Stock Policy) が1955年以降断続的に行なわれている。⁴⁹⁾ まず輸出割当制について検討しよう。輸出割当制は最近では1966～68年と1972～74年との、世界とタイ国内との米需給が非常に切迫し米の国際貿易価格が急上昇した時期に実施された。ライス・プレミアム政策は1955年以降継続して行なわれてきたので、輸出割当制が行なわれると両制度が併存することになる。輸出割当制と輸出税制とは、国際経済学の理論で明らかなように、輸出価格と国内価格との差額部分が民間業者に属するか政府に属するかの違いを別にすれば、価格と輸出量に関するある政策目的に対して代替的な関係にある。すなわち両制度のどちらか片方だけで、理論的には十分価格と輸出量に関するある政策目的を達成できるのである。ライス・プレミアム政策は輸出税政策であるから、本政策と割当制とが両方同時に施行されたのはどういう理由によるのだろうか。筆者はタイ国貿易局、米貿易業者、輸入国大使館関係者とのインタビューを基礎にした実証的・理論的分析により次のように考える。

まずライス・プレミアム政策だけでは不都合が生じる理由は次の通りである。米がタイ人の主食であり賃金財である故、その国内価格の安定は政府の重大課題である。ところで世界のタイ米に対する需要が急速に増加したとき（前掲図1での D^m の右方への急速なシフト）、米の国内価格をライス・プレミアム政策だけで一定に保つためには、ライス・プレミアムは従量税であるので同需要の増加に従ってライス・プレミアムの水準を短時間に機動的に何回も変更せねばならない。しかし上述のようにライス・プレミアムの変更には内閣の同意が必要であるので時間がかかり機動的な変更が困難である。またライス・プレミアムの多数回の変更は輸出業者から（不確実性を増大させるとの理由で）反対が強い。⁵⁰⁾ さらにライス・プレミアムの水準

49) 割当制の間欠的採用に関しては Silcock, *op. cit.*, p. 217 ; Sura, *op. cit.*, p. 27 などを参照。低価供出制については, Ammar Siamwalla, "A History of Rice Price Policies in Thailand," in *Finance, Trade, and Economic Development in Thailand*, ed. by Pratheep Sondyauvan, Bangkok : Sompong Press, 1975, pp. 141-165 をみよ。1974年7月の割当制と低価供出制とは1972年に始まったものである。

50) タイ米の輸出関係者からの聞き取りによると、民間の輸出契約は輸出時点の2～3カ月前にされるが、ライス・プレミアムは上述のごとく輸出時点で支払われる。ゆえにライス・プレミアムを例えば毎月変更すると米輸出業者の採算予測が非常に困難になる。

を決めるのに必要な世界のタイ米需要曲線自身の位置を、特にそれがシフトするとき正確に推定することは非常に困難である。しかし、割当制が併用されていると、上述のように世界のタイ米需要が急増した場合急にシフトした需要曲線の位置を推定しなくても、またライス・プレミアムを機動的に変更しなくても国内価格を一定に保つことができる。例えば上掲の図1で Q_1 を輸出割当量とすると国内価格は \overline{OG} に一定に保てるのである。

次に輸出割当制だけでは不都合が生じる理由は次のとおりである。第1に、輸出割当制だけが行なわれ割当量が米の輸出量と輸出価格を決定している場合は、割当制に伴う利益は全て米輸出業者に帰してしまい、米輸出業者に不当な利益を与える。しかしその場合にライス・プレミアム政策を併用しておれば、上述のようにこの輸出割当制に伴う利益は政府と輸出業者とに分配される。これは最近まで良い財政収入源の少なかったタイ国政府にとって重要な結果である。また割当量とライス・プレミアム水準とを適当に調節することによって米輸出業者の取り分を、輸出業者の経営基盤を強化できるような適切な水準にすることもできる。⁵¹⁾ 第2にタイ米輸出曲線が少し左にシフトした場合、割当制だけが実施されていると国内米価は上昇する。しかしもしライス・プレミアム政策が併用されておれば、ライス・プレミアムを適切に調節することによって国内米価を元の水準に保つことができる。第3に世界のタイ米需要曲線とタイ国の米輸出曲線の交点が輸出割当量の左側へきたとき、言いなおせば世界のタイ米需要曲線またはタイ米輸出曲線（または両方）が大きく左へシフトしたとき、輸出割当制だけであると政府はタイ米の輸出価格と輸出量をまったくコントロールできなくなる。しかしライス・プレミアム政策を併用しているところの問題に対処でき、かつライス・プレミアムからの財政収入もある程度確保できる。この場合は上掲図1で世界のタイ米需要曲線が D^{w*} またはタイ米輸出曲線が X^{t*} の位置にある場合に対応する。

以上がライス・プレミアム政策と輸出割当政策が併存する理由である。このようにライス・プレミアム政策と輸出割当政策とは、非常に変動的な世界のタイ米需要と多少変動的なタイ米輸出曲線とに対しタイ米の国内価格の安定と財政収入確保との政策目的のため、互いに補完的に作用するよう上手に組み合わせられて併存するのである。なおこれら2政策に低価供出政策をも追加したより詳しい厚生経済学的分析は本誌本号の中嶋千尋教授の論文「タイ米輸出制度の経済理論的分析」でなされている。

タイ国での米の輸出割当はどのように行なわれるのだろうか。それは貿易局の管轄下にある。その方法はまず年初に米の生産量を検討しその年の余剰米量を推定する。次いで輸出目標としての総割当量が決定される。⁵²⁾ 輸出業者別の割当量の決定規準は、1973年末までは割当制の通常の規準である輸出実績であったが、1974年1月からはこれに在庫保有量が規準として付

51) 筆者の1974年夏のタイ米輸出関係者とのインタビューで割当制がこの目的に使われているとの意見があった。

52) 筆者の1974年の貿易局でのインタビューによる。なお1974年の総割当量は白米で120万トンであった。

け加えられた。⁵³⁾ 割当は月別に行なわれるが、各月の割当は3カ月間有効である。⁵⁴⁾

次にタイ国のライス・プレミアム政策に対し、第2の補助的制度である低価供出制について簡単に検討しよう。これは政府が民間輸出量のある割合（供出比率）を低価格で強制的に買い上げ、消費者へ市場価格より安く供給する制度である。⁵⁵⁾ 低価供出制は1962年3月より供出比率15%で始められ、その後断続的に1973年3月まで供出比率5～15%で施行されてきた。タイ国の1972/73年の米の雨季作は凶作で、前年より約18%減少し、また1972年から73年にかけて世界的に穀物需給が急迫して穀物貿易価格が暴騰した。タイ国においては、国内米価が1972年末より急上昇を始め、1973年6月にはピークに達した。ここにタイ国に1973年6月から8月にかけて「米危機」が発生した。⁵⁶⁾ このような状況に応じ、低価供出制により集められた米は多量に、低価格で消費者に売られ、また供出比率は1973年3月より急速に引き上げられ、8月には200%にも達した。このように低価供出制は、1972年より施行された米の輸出割当制とともに、1972年末から1974年にかけてタイ国内の急迫した米需給の緩和のために使用された。

しかし、この高い供出比率に対し米輸出業者から強い反対が出、1973年10月から同比率は漸減され、ライス・プレミアム制に米輸出政策の重点が移された。⁵⁷⁾ しかし1974年中はタイ国内の米価は1973年よりも高い水準を保ち、供出比率は1974年7月には50%、12月27日には100%の水準に上昇した。⁵⁸⁾

最後にライス・プレミアム政策の政策目的および目的達成度について検討してみよう。この政策目的は(1)財政収入を確保すること、(2)変動的な世界米価と国内米需給の変化に対し米の国内供給を確保し、国内米価を安定化することの二つであると言われてきた。⁵⁹⁾ 前節で述べたライス・プレミアム制度の成立過程や、同制度を支える伝統的要素を考える時、ライス・プレミアム政策が行なわれはじめた時期には財政収入の確保が重視されたと考えられる。しかし最近ではこの初期の目的の重要性は減少し、米の国内供給を確保し、米の国内価格を安定化するということがライス・プレミアム政策の重要な目的になってきたと考えられる。この二つの政策目的の間の重要性の時間的変化は下記の事実によりはっきりと示される。

(1) 前掲の表1に関し述べたように、ライス・プレミアムからの収入は1965年以前には総財政収入の9%～17%をも占め、タイ国政府はライス・プレミアムを重要な財政収入源と考えていた。しかし1966年以降はライス・プレミアム収入の財政収入に占める重要性は急速に減少

53) 筆者の貿易局でのインタビューによる。

54) 同上。

55) 筆者の貿易局でのインタビューによれば、政府は低価供出制の下で1974年7月に米輸出業者よりトン当たり約99ドルで買い上げ、市場価格が197～213ドルの時、約164ドルで消費者に売り渡した。

56) 1973年6月12日から7月30日まではタイ国からの米輸出が禁止された。

57) 以上の低価供出制、「米危機」についての記述は、筆者のタイ国での米政策・米輸出関係者とのインタビュー、FAO, *Rice Trade Intelligence* の各号、および Ammar, *op. cit.*, p.164 による。

58) 同上。

59) たとえば Sura, *op. cit.*, p.20 を参照せよ。

した。1974年には世界米価が暴騰し、輸出タイ米1トン当たりのライス・プレミアムも未曾有の水準に急上昇したが、ライス・プレミアムからの政府収入の総財政収入に占める割合は8%になっただけであり増大しなかった。最近直接税などの重要性が増大し、財政収入源に構造的変化が起こってきたことがその原因である。

- (2) 前掲の表1で明らかのように、1955年から1965年までは、タイ米の平均輸出価格に示されているように世界米価は比較的安定していた。ゆえに同期間にはライス・プレミアムの操作により世界米価の変動を吸収し、国内米価を安定化させる必要はあまり存在しなかった。事実表1に示されているように、平均ライス・プレミアムは1955年から1965年の間あまり変化せず、国内米価も同期間安定的であった。

ところが1966年から1975年にかけては、世界米価は表1のタイ米平均輸出価格に示されるように大きく、かつ発散的に変動した。例えば1967年にはタイ国はひどい干害を受け米生産が急減し、また米の国際価格は1967、68年に急騰した。これに対し1968、69年には表1に示されるごとく平均ライス・プレミアムは輸出米1トン当たり1,000バーツ以上と、それ以前の倍近い水準に引き上げられ、また米の規格別のライス・プレミアム額も、1967年から1969年にかけて激しく変更された。さらに1966年後期から1968年頃まで、米の輸出割当制も実施された。割当制について詳しい資料が存在しないので確定的なことは言えないが、1966年から68年の期間にはライス・プレミアム政策と輸出割当制が交互に効いているような状況にあったのではないかと考えられる。⁶⁰⁾ その結果1968、69年の米輸出量は低水準と考えられる100万トン近くに急減した。国内需給状態を示すバンコクでの白米の卸売価格も、世界的に米の価格が急騰しピークに達した1968年にかえってかなり低落した。これらの事実、ライス・プレミアム政策が米輸出割当制などの補助的政策とともにタイ国内の米需給を緩和させ、国内米価を安定させるために使われたことを示している。

1971年にはタイ国および世界の米需給は逆に極端に緩み、タイ国の米輸出価格は急落した。このような状況に対し、タイ国政府はライス・プレミアムの水準を1970年頃より低下させていたが、1971年4月には(100%と5%の二規格の)上質米を除いてライス・プレミアムを廃止した。前掲表1に示されているように、平均ライス・プレミアムは米輸出量1トン当たり1971年には142バーツ、1972年には75バーツまで低下した。このようにライス・プレミアムを非常に低くすることによって、米輸出を促進し国内米価の急落をくいとめた。

1972年末から1974年にかけての、タイ国内および世界における米需給の急迫と米価格の急

60) ライス・プレミアムは米の規格別に決められたが、割当制は米輸出総量に対して行なわれた。また米の規格の変更は、米業者が *mixing* と *sifting* により比較的容易に行なった。ゆえに割当制が効いていても、ライス・プレミアムの変更はタイ米の規格別の卸売価格、輸出価格および輸出量にある程度の影響を与える場合がある。また Ingram, *op. cit.*, p. 247, and pp. 250-252 によれば、ライス・プレミアムは1967年1月から1969年9月まで、毎月規格別に決定される公定米価を基礎とした従価税となった。

騰、および1973年の低価供出制下での供出比率の急上昇と政府による供出米の廉価販売については、上の低価供出制の検討のところで述べた。実際タイ米の平均輸出価格は、表1にあるように1974年にはトン当たり9,131バーツと戦後の平均的な価格水準の4倍近くになった。この間ライス・プレミアムも急速に引き上げられ、1974年にはその平均値はトン当たり3,072バーツにもなった。また上述のごとく、1972年から1974年までは輸出割当制が行なわれ、1973年6月12日から7月30日までは米輸出が禁止された。1972年から1974年の期間にも、輸出割当制は効く月と効かない月があったと考えられる。⁶¹⁾ ライス・プレミアム政策とこれらその他の補助的政策により、表1に示されるように1973、74年の米輸出は低水準に保たれ、1974年の国内米価は戦後の平均的な水準の2倍強の水準に上昇するに止まった。⁶²⁾

(1)、(2)の記述で明らかのごとく、1965年頃を境としてライス・プレミアム政策の財政収入獲得の目的はその重要性を縮小し、主として国内米価安定の目的が、ライス・プレミアム政策とその補助的政策により追求され、かなりの成果があげられてきた。1974年7月の筆者のインタビューで貿易局局長 Suthiee 氏は、「ライス・プレミアム政策の重要な目的は第1に国内の消費者米価を適切な水準に保ちかつ第2に農民が公正な米価を得るようにすることであり、ライス・プレミアムは財政収入源としてはあまり重視されていない。」と述べた。この言明は正に、上述したライス・プレミアム政策の目的に関する重点の変化ということと一致する。ただ“適切な”消費者米価水準と“公正な”農家手取米価とを、ライス・プレミアム政策のみによって同時に達成することは、上述のライス・プレミアムの決定方法からも明らかのように一般には困難であることに留意する必要がある。

ライス・プレミアム政策の国内米価安定化効果について次のような意見がある。タイ米の輸出価格は短期間（毎週ぐらい）に変化するものであるが、1955年から1966年までの13年間に主要な規格別のライス・プレミアムは2～9回ほど変更されただけである。この結果としてこの期間タイ国の米の週別ないし月別の輸出価格と卸売価格とは高い正の相関関係を持って変動した。ゆえに何人かの研究者はライス・プレミアム政策は国内価格安定効果はあまりないと考えた。⁶³⁾ 1967年以後も、ライス・プレミアムの変更頻度はかなり増加したが輸出価格の変動と比

61) 断片的データだが、例えば1974年の1、2、8、9月には民間輸出の割当はそれぞれ8万、10万、6万5千、6万5千トンであったが、実際の民間輸出はそれぞれ約7万4千、14万4千、2万3千トンと5万6千トンであった。なお2月の民間輸出には1973年からもちこされた割当がつかわれた。また1974年の米輸出総割当量は120万トンであったが、現実の輸出量は105万トンであった。以上FAO, *Rice Trade Intelligence* 各号および Bank of Thailand, *Monthly Bulletin* 各号による。

62) 筆者の1974年7月のタイ米輸出関係者とのインタビューでは、ライス・プレミアム政策が割当政策とともに国内米価の急騰をよく防いだとの判断がしばしば語られた。

63) たとえば Sura, *op. cit.*, p. 28; Ingram, *op. cit.*, p. 247 and p. 253; Chaiyong Chuchart & Sopin Tongpan, *The Determination and Analysis of Policies to Support and Stabilize Agricultural Prices and Incomes of the Thai Farmers (With Special Reference to Rice Premium)*, Bangkok: Ministry of National Development; Kasetsart University; SEATO, May, 1965, pp. 37-41 を見よ。

べると圧倒的に少なく、ゆえに「ライス・プレミアムの短期の（月別ないし週別の）国内米価の安定効果はほとんどない。」とする主張はその限りで妥当かもしれない。しかし、上述の1966年以降1975年までのライス・プレミアム政策およびその補助的政策の効果の分析から明らかのように、ライス・プレミアム政策は主としてより長期の（年単位の）国内米価水準の安定を目的として行なわれたのである。

IV ライス・プレミアム政策論争とその理論的・実証的検討

ライス・プレミアム政策は第2次大戦後タイ国でもっとも激しく議論され、研究された経済政策である。本節ではこのライス・プレミアム政策論争について若干の理論的・実証的検討を行なう。

この論争を検討する場合、ライス・プレミアム政策とその補助的政策すなわち上述の米輸出割当制と低価供出制との関係が問題になる。低価供出制は上述のごとく1973年3月までは、供出比率が非常に低くタイ国の国内米市場および輸出市場に対してあまり大きな影響を与えなかったと考えられる。ライス・プレミアム政策論争でも低価供出制は全く意識されていなかった。ゆえに本節のライス・プレミアム政策論争の検討では、低価供出制とライス・プレミアム政策との関係については触れないこととする。しかし、1973年3月以降は、供出率が急上昇し、1975年にわたって高い水準にある。ゆえに最近のタイ米輸出政策を検討する場合は、両政策の関係を必ず考慮しなければならない。これは興味ある研究テーマであるが、次の機会に取り扱いたい。

タイ米の輸出割当制が効いている場合は、上述のようにライス・プレミアム政策はタイ米の輸出価格、輸出量、国内卸売価格には影響を与えない。⁶⁴⁾しかしこの場合、割当制に伴う余剰利潤の輸出業者と政府との間での分配にはライス・プレミアム政策が関係してくる。この分配問題は、しかし、ライス・プレミアム政策の問題というよりむしろ割当制の問題、ないし割当制とライス・プレミアム政策との関係の問題である。また従来 of ライス・プレミアム政策論争でもこの分配問題は全く触れられていない。さらに、割当制は上述のごとく需要急迫期間においてのみ行なわれ、脚注61のデータによれば割当制が効いていない月がかなりあったと考えられる。これらの理由により、以下のライス・プレミアム政策論争の検討では割当制は効いておらず、ライス・プレミアム政策だけが効いている場合を取り上げる。

まずライス・プレミアム政策に対する反対者と支持者の基本的主張を呈示する。反対者の大

64) 脚注60)で述べたような場合があり得るが、これは米を規格別に見た場合であり、タイ米全体として見ればこの主張が正しい。

部分は経済学者か農業経済学者であり⁶⁵⁾彼らの主張の骨子は以下のごとくである。彼らはまず米の国際市場および国内市場は競争的であると仮定する。ゆえに輸出税であるライス・プレミアムが賦課されると、ほぼその額だけタイ国内の米の卸売および農家手取価格を押し下げる。すると農民は価格に反応的であるから米生産はこの反応性に応じて縮小し、タイ国民の70%以上を占める農民の所得は大きく縮小する。ところが農民より高所得を得ている少数派である都市住民は、ライス・プレミアム政策のおかげで彼らの主食である米をより安く購入できることになる。ゆえにライス・プレミアム政策は農民に対する重税策であり、また多数のより貧しい農民から少数のより豊かな都市住民への不公正な所得移転政策とみることができる。また米輸出面では、ライス・プレミアムはそれがない時に比べタイ国内の米生産を抑圧し、それによって米輸出が減少する。上述のように反対者達は米の世界市場は競争的と仮定したから、この米輸出の減少はこの減少量に比例してタイ国の外貨取得量を減少させるという不利益をタイ国にもたらす。さらに反対者達は、ライス・プレミアムが重要な財政収入源であることは認めるが、それに代わる収入源は容易に得られると主張する。ゆえに反対者達はライス・プレミアムは廃止または大幅に削減されるべきであると主張する。

ライス・プレミアム政策の支持者達は主として⁶⁶⁾タイ国政府の役人であり、彼らは以下のように主張する。まず米の国内市場については非競争的であるとするグループと競争的とみるグループとがある。前者は「もしライス・プレミアムが撤廃されたとしてもそれから生ずる差益は中間商人が全部吸収してしまい、農家手取価格は上昇しない。」と主張する。この主張の価格理論的整合性は明らかではない。なぜならこの主張がどのような期間を考えて行なわれているのか、また非競争的との主張が米の中間業者のどの段階、さらに供給側と需要側との両方かまたはどちらか一方についてなされているのかが明らかでないためである。もし短期について米輸出商を1グループと考え、そのグループが輸出市場に対しては独占者、国内市場に対しては完全競争者として行動すると考えれば上の主張は説明され得る。しかしこのような理論仮説の現実性とライス・プレミアム政策論争へのレレヴァンスが明らかでないので、この点は将来

65) 反対者の主張は、たとえば Chaiyong Chuchart and Sopin Tongpan, *op. cit.*, pp. 56-57; Dan Usher, "The Thai Rice Trade," in T. H. Silcock (ed.), *Thailand: Social and Economic Studies in Development*, Canberra: Australian National University Press, 1967, pp. 206-230; Sura Sanittanont, *op. cit.*; Phairach Krisanamis, *Paddy Price Movements and Their Effect on the Economic Situation of Farms in the Central Plain of Thailand*, a Ph. D. thesis submitted to Indiana University, Bangkok: National Institute of Development Administration, June, 1967, pp. 20-24; J. R. Behrman, *Supply Response in Underdeveloped Agriculture: A Case Study of Four Major Annual Crops in Thailand, 1937-1963*, Amsterdam: North-Holland Publishing Company, 1968, pp. 10-13 and p. 337; Virach Arromdee, "Economics of Rice Trade among Countries of South East Asia," unpublished Ph. D. dissertation, Univ. of Minnesota, 1968などに示されている。

66) 世界銀行のタイ国調査団の報告書, International Bank for Reconstruction and Development, *A Public Development Program for Thailand*, Baltimore: Johns Hopkins Press, 1959, pp. 68-69 に同政策に対する賛成の結論が述べられている。

の問題として残すことにする。ゆえに以下では米の国内市場を競争的とする支持者のグループの主張を検討する。

このグループの一部は、米生産農家は米価に対して反応的でないとし、米輸出に対しライス・プレミアムが掛けられると、農家の米の手取価格はいくらか減少するが、タイ国の米生産量は減少しないと主張する。このように支持者の一部はライス・プレミアムはタイ国の米生産、したがって米輸出を抑圧しないと主張する。

次に支持者達は、タイ国の直面する米の世界市場が（はっきり経済学のタームでそう述べている訳ではないが）不完全競争的と考えている。なぜなら、彼らは、「ライス・プレミアムがタイ米の輸出価格を、プレミアムがない時に比べより高く押し上げるから、ライス・プレミアムの一部はむしろタイ米の輸入国によって荷なわれている。」⁶⁷⁾と主張するからである。

ライス・プレミアム政策のタイ国の財政収支との関係に関して、支持者達は次のように主張する。ライス・プレミアムによりタイ国の財政収入は増大する。また、上述したライス・プレミアムによる米の農家手取価格の下落を通じ、米作農家の所得は減少させられる。しかしこの押し下げられた米作農家の所得は、灌漑投資、道路建設、農業技術の開発や普及などの政府の財政支出により結局は補われる。ゆえにライス・プレミアムによる財政収入増は米作農民に還元されていると見なせる。またライス・プレミアムはタイ国の重要な財政収入源であり、それに代わる適切な税収源は簡単には見つからない。このようにライス・プレミアム政策支持者は、ライス・プレミアムの一部はタイ米輸入国により負担されており、またライス・プレミアムによって押し下げられた米作農家の所得は政府の農業関連の財政支出で補われていると主張するのである。

支持者達のうち、国内米生産が価格に反応的とする人々はさらに次のように主張する。ライス・プレミアムは国内米価を低位安定化させるので、第1に他作物との関係で米を相対的に不利益化し、タイ国の農業発展の望ましい戦略と考えられる農業の多角化を促進し、第2にタイ人にとって米は主食であり、ゆえに都市労働者の賃金の安定化に役立ち、したがってタイ国の工業化のために望ましい環境を提供し、第3にはタイ国の政治的安定の一つの条件となる。

上述のライス・プレミアム政策に関する論争は少なくとも次の四つの主要な問題点に関係している。⁶⁸⁾

- (A) ライス・プレミアムという米輸出税をだれが負担しているか。
- (B) タイ国の米の国内および輸出市場はどれほど競争的であるか。
- (C) 米作農民はどれほど価格反応的であるか。

67) Ingram, *op. cit.*, p. 248 を参照のこと。

68) Hiroshi Tsujii, "An Econometric Model of the International Rice Market and Analysis of the National Rice Policies in Thailand, Indonesia, Japan and the United States," Discussion Paper No. 75, The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University, July, 1974, p. 44.

(D) タイ国の農作物間および産業間の適切な資源配分および適切な徴税体系はいかにあるべきか。

では、これらの問題点に関し検討を行なうこととしよう。タイ国が直面する世界米市場の競争性(Bの問題点)に関しては、筆者は次に述べる理由により不完全競争的であると考える。

(1) 筆者の米の世界計量経済モデルから計測される世界のタイ米需要の平均値での相対輸出価格弾力性はほぼ1である。⁶⁹⁾

この弾力性は、50, 60年代の年時系列データをもとに推計された世界米モデルから、世界のタイ米需要量と、タイ米輸出価格指数の世界の米輸出価格指数との相対価格とに関して求められた。ゆえにこれは長期の弾力性と考えられる。ところで、上のような相対価格に関する弾力性は、前掲図1の世界のタイ米需要曲線 D^w の、タイ米の輸出価格 P^* と、輸出量 Q に関する長期の弾力性の近似値であり、ゆえに D^w は P^* と Q のデータの平均値付近で急な右下がりのスロープを持っていると言える。

さらに次の理由により、タイ国政府は世界米市場においてタイ米輸出に関して寡占者の行動を取っていると言える。

(2) タイ米輸出を管轄するタイ国貿易局はビルマ、中国、アメリカ、日本などの大輸出国との価格とシェアに関する競争をはっきり意識し、この競争条件は米輸出政策決定の重要要因である。⁷⁰⁾

(3) タイ国の世界における米輸出のシェアが非常に大きく(1966年から1972年までの期間では約20%)、かつほとんどの国の国内米市場は各国の米政策により世界米市場と分離されている。

(4) 寡占的行動の手段としては、貿易局はライス・プレミアム政策や輸出割当制などを使用し得る。

さらに、

(5) アジアおよび世界において確立された「タイ米は高級米」という評価と、タイ国とタイ米輸入諸国との長期にわたる顧客関係とから、タイ米はかなり差別化されていると言える。

次にタイ国の米の国内市場の競争条件(Bの問題点)に関して検討しよう。高く評価されている Udhis や Usher によるタイ国の米の流通経済の研究⁷¹⁾から、タイ国の米の流通は効率的であり競争的であるという結論が導かれている。また上述のように、ライス・プレミアム政策の反対者はもとより、支持者の一部も国内米市場は競争的であるとする。筆者の生産者、精米所、産地集散市場の調査によれば、米取引はかなり競争的であった。ゆえにタイ国の国内米市

69) Tsujii, "An Econometric Model of the International Rice Market," p. 52.

70) 筆者のタイ国におけるインタビュー等による情報に基づく。

71) Udhis Narkswasdi, *Farmers Indebtedness and Paddy Marketing in Central Thailand* (in Thai), Bangkok, 1958; Dan Usher, *op. cit.*

場は競争的と結論できるであろう。言いかえれば長期のタイ米輸出曲線が右上がりであるということである。

ライス・プレミアムの負担者(Aの問題点)に関しては、上述のタイ米の長期世界需要曲線がかなりのスロープで右下がりであることと、長期のタイ米輸出曲線が右上がりであることとの2事実から、ライス・プレミアムはタイ米輸入国および国内の米生産農家の両グループにより負担されていることがわかる。

次に(C)の農民の価格反応性の問題に関しては、この問題に関する研究の積みかさね、とくに Behrman⁷²⁾ のタイ国における集中的な研究により、正の反応性を持っていることは研究者間で反対のないところとなっている。

以上の(A), (B), (C)の問題点に関する検討を基礎にライス・プレミアム政策に関する論争を評価してみよう。タイ国の直面している世界米市場が完全競争的であるとするライス・プレミアム政策反対者の基本的仮定は、同市場の不完全競争性を示す上述の(1)~(5)の論拠により支持されない。ゆえにこの仮定から導かれる、タイ米輸出価格は外生的に決まる一定値であるとの立場からの、反対者の主要な反対論点は成立しないかまたは大幅に修正されねばならない。その反対論点は(1)ライス・プレミアムは農民によってのみ負担されており、(2)それは多数の貧しい農民から少数のより豊かな都市生活者への不公正な所得移転であり、(3)ライス・プレミアムはそれと同額だけ国内米価を押し下げ、したがって(4)米生産を抑圧し、ゆえに(5)米輸出が減少し、貴重な外貨取得量も減少するなどである。このうち(1)と(3)は成立せず、その他の論点は修正が必要である。ライス・プレミアムの負担者の問題に関しては、ライス・プレミアム政策支持者の基本的仮定であるタイ国が直面する世界の長期タイ米需要曲線がかなりの右下がりのスロープを持っているということが妥当であるから、支持者のライス・プレミアムの一部は輸入国側によって負担されているという主張が支持される。ライス・プレミアムが長期において国内米価を押し下げるとする主張は反対者にも支持者にも共通に存在した。ゆえにライス・プレミアムの、輸入国側によって負担される以外の部分は、国内米価を押し下げることにより国内の米生産者により負担されるのである。

(2), (4), (5)の各反対論点に関しては、上述のように世界の長期タイ米需要曲線の傾きがかなり大きいゆえに、それらの主張の程度をかなり弱めねばならない。特に(5)でライス・プレミアムにより外貨取得量が減少するとの主張は、上述のように世界の長期タイ米需要曲線の平均値での価格弾性が近似的に1なら、平均値付近では誤りである。この場合ライス・プレミアムが賦課されても米輸出からの外貨取得量はほとんど変化しない。しかし反対論点(4)との関連で、米価変動に対しタイ国の米作農民は反応的とするライス・プレミアム政策反対者の主張が正しく、反応的でないとする一部の支持者の主張は正しくない。

72) J. R. Behrman, *op. cit.*

最後にライス・プレミアム政策論争に関する上述の(D)の資源配分および徴税体系の問題点をライス・プレミアム政策論争との関連で検討しよう。第1にライス・プレミアム政策からの財政収入は農業関連財政支出を通じ結局米生産者に還元されているとするライス・プレミアム政策支持者の主張は、過去の何回かの国家開発計画において灌漑・道路投資が重視され実行されてきたことによりかなり裏付けられる。⁷³⁾ 政府のライス・プレミアム政策を行なう際の理念⁷⁴⁾もその線に添っているようである。第2に、もしライス・プレミアムが廃止された場合の代替財源について、Sura と Anan との研究はその発見が可能であるとしている。⁷⁵⁾ 両者とも代替財源として直接税の増税の可能性を主張している。これら研究結果と第Ⅲ節で述べた直接税の重要性の増加という最近の財政収入構造の変化とは、ライス・プレミアムの代替財源は開発可能とするライス・プレミアム政策反対者の主張を支持している。第3に、ライス・プレミアムの農業多角化に対する効果については、Silcock, Ayal, Marzouk⁷⁶⁾等の研究によればその効果があったとされる。実際タイ国の農業は最近急速に多角化されてきており、その間ライス・プレミアム政策が継続されていたので、この点に関しては支持者の主張が正しいと言えよう。最後にライス・プレミアム政策が国内米価を安定化させ、それが工業化や政治的安定に貢献すると言う支持者の主張について検討しよう。前節で分析したように、ライス・プレミアム政策は年単位くらいの長期で米価を安定化させてきた。タイ人の主食である米のタイ国内での重要性を考える時、この国内米価の安定が工業化や政治的安定に貢献したことは否定できない。⁷⁷⁾ 以上の検討によりライス・プレミアム政策論争に関する資源配分と徴税体系の問題点に関しては、第2の代替財源に関する点のみを除きすべて支持者の主張が支持された。

以上のライス・プレミアム政策論争の理論的・実証的分析からの結論は、ライス・プレミアム政策反対者達の主張はタイ国の米作農民の価格反応性とライス・プレミアムの代替財源の2点を除き誤っているか、大幅な修正が必要であるのに対し、ライス・プレミアム政策支持者達の主張はそのほとんどすべてが支持されるということである。

V 結 論

ライス・プレミアム政策は米の輸出税政策であるが、それは公式には1955年から始まったと

73) Ingram, *op. cit.*, p. 259 でもタイ国中央部に関して同様の趣旨のことが述べられている。

74) Silcock, *op. cit.*, p. 217 を参照のこと。また貿易局局長は1974年7月のインタビューで、ライス・プレミアム政策からの1974年の収入のうち約30億バーツがイヤー・マークされ、特に米の価格安定と生産増大用に充当されることになったと語った。

75) Sura, *op. cit.*, pp. 128-130 および Anan, *op. cit.*, p. 108 and pp. 142-160.

76) T. H. Silcock, "The Rice Premium and Agricultural Diversification," in *Thailand: Social and Economic Studies in Development*, ed. by T. H. Silcock, Canberra: Australian National University Press, 1967, pp. 231-257; E. B. Ayal, "The Impact of Export Tax on the Domestic Economy of Underdeveloped Countries," *Journal of Development Studies*, July, 1965, pp. 344-345; G. A. Marzouk, *Economic Development and Policies*, Rotterdam University Press, 1972. pp. 135-144.

77) Ingram, *op. cit.*, p. 258 を参照のこと。

される。同年以後戦後の複雑な米輸出制度が単純化され、かつ米輸出からの収入がすべて国庫へ入るようになったからである。しかしライス・プレミアムという米の民間輸出に対する賦課金はすでに1951年から存在した。Silcock はライス・プレミアム政策の1955年の成立を、50年代初期の米輸出への政治的経済的賦課機構の継続と見る。しかし筆者は、ライス・プレミアム政策はより伝統的な成立基盤を持っていると考える。その理由として筆者は(1)政府による米輸出税の19世紀からの伝統的重視と、(2)伝統的に全財政収入の中で重要な地位を占めていた土地税と人頭税の1938年の廃止の8年後、第2次大戦終戦直後から両税を補うような形で米輸出に対する賦課制度が行なわれ始めたことをあげる。

1956年以降、タイ国からの米輸出は政府輸出と民間輸出との両方法により行なわれてきた。政府の政府輸出に対する基本態度は民間輸出の補完であった。政府輸出のための米は輸出契約価格よりもかなり低価格で買い上げられるが、両価格の差もライス・プレミアムと呼ばれ、国家収入となる。しかし普通ライス・プレミアムと呼ばれるものは、民間業者が米を輸出する際政府に支払う、米の規格別に決められている従量税のことである。民間輸出に対しては、ライス・プレミアム政策を補足するため輸出割当制や輸出にリンクした低価供出制などが時々実施された。特にライス・プレミアム政策と輸出割当制とが併存する時は、両者は非常に変動的な世界のタイ米需要と不安定なタイ米生産とに対し、タイ国内の米価を安定化し、また財政収入を確保するという二つの政策目標達成のため相互に補完的に作用するのである。

米輸出に対する税金はライス・プレミアムの他に米輸出関税と地方税がかけられるが、ライス・プレミアムがその財政収入額において圧倒的な重要性を持っている。ライス・プレミアムは経済省貿易局により、内閣の同意の下に、短期、もしくは長期で上述の輸出割当制が効いている時は国内価格と輸出価格との水準を基礎に、輸出業者に正常利潤を与えるような水準に決定される。長期で輸出割当制が効いていない時は、ライス・プレミアムは、貿易局および内閣による次の4要因の政治的・経済的バランスに関する判断により決定されると考えられる。それらの要因は、(1)消費者の低米価の要求、(2)農民の高もみ価格の要求、(3)政府のライス・プレミアム政策からの高税収の要請、(4)タイ米の従来からの安定した輸出市場の確保である。この政府のライス・プレミアム決定プロセスに対し、米輸出業者はタイ国商業会議所を通じ政府へライス・プレミアムの水準の変更要請ができる。このライス・プレミアムの決定プロセスに関する問題点は、決定プロセスにおいて重要な情報である米の国内価格と輸出価格とが、タイ国商業会議所米委員会内の米輸出業者により構成される米価小委員会から貿易局への報告価格であるということである。

ライス・プレミアム政策の政策目的は、(1)財政収入の確保と、(2)米の国内供給の確保および国内米価の安定である。第1の目的は60年代中期までは重視されていたが、タイ国の経済発展に伴う直接税の増大という財政収入源の構造的変化により、この目的の重要性は傾向的に減少

している。第2の目的は、1955年から1965年の間国際米価は比較的安定していたが、1966年から1975年にかけて発散的ともみえる変動をしたので、1966年以後その重要性が大きくなった。実際ライス・プレミアム政策はそれと補完的な輸出割当政策や低価供出制とともに、1966年以降機動的に運用され、タイ国の国内米価を年平均で見てもかなり安定化した。

ライス・プレミアム政策は戦後タイ国においてもっとも多く研究され、議論された経済政策である。ライス・プレミアムが1971—73年を除き米の輸出価格の21%~35%にも達し、財政収入上の重要性も大きく、ゆえにタイ国経済に与える影響も大きかったからである。ライス・プレミアム政策論争の分析では、第IV節で述べた理由により、割当制は効いておらず低価供出制を無視した場合を取り扱った。ライス・プレミアム政策反対者は、タイ国の直面する米の国際市場は完全競争的であるとの仮定に基づき、次のように主張する。「ライス・プレミアムはライス・プレミアムと同額だけ国内米価を押し下げ、ゆえにライス・プレミアムは米作農家だけにより負担される。」「ライス・プレミアムはタイ国の米生産、農民所得を大幅に抑圧し、多数の貧しい米作農民から少数のより豊かな都市生活者への不公正な所得移転効果を持ち、また米輸出を減らすことにより外貨獲得量を抑圧する。」しかし第IV節で述べたごとく反対者の完全競争の仮定は成立しない。タイ国の直面する米の世界市場は不完全競争状態にあり、タイ国はそのライス・プレミアム政策や輸出割当制を通じ、輸出米の量か価格をある程度コントロールできる寡占者の立場にある。ゆえにタイ国の直面する世界米市場が完全競争的であるとの仮定に基づく反対者の上述の諸主張は、成立しないかまたは大幅に修正されねばならない。特に、筆者の計量経済学的研究によれば世界のタイ米の需要の平均値での相対価格弾性はほぼ1であるから、ライス・プレミアムがタイ国の米輸出からの外貨取得量を抑圧するとする主張は平均値付近では支持されない。

ライス・プレミアム政策支持者は、世界の長期のタイ米需要曲線が右下がりと考えており、その考えは支持されるから、ライス・プレミアムはタイ米の輸出価格をより高くし、ゆえにライス・プレミアムの一部はタイ米の輸入国により負担されているとの支持者の主張は妥当である。しかし支持者の、タイ国の米作農民は米価に非反応的とする主張は支持されない。ライス・プレミアムはタイ米輸入国とタイ国の米生産者の両者により負担されているのである。ライス・プレミアム政策支持者の、ライス・プレミアム政策からの財政収入は結局政府の農業関連財政支出により米作農民に還元され、ライス・プレミアムはタイ国の農業多角化や工業化を促進し、政治的安定に貢献するとの主張は、かなりの妥当性を持っている。しかし、支持者のライス・プレミアムの代替税収源の開発は非常に困難との主張は支持されない。本稿でのライス・プレミアム政策論争の理論的・実証的分析からの結論は、ライス・プレミアム政策支持者の主張のほとんどが支持されるが、同政策反対者の主要な主張は成立しないか大幅な修正が必要であるということである。

主 要 参 考 文 献

- 1) Anan Lewchalermwong. 1972. *Taxation and Tax Reform in Thailand*, Bangkok : Kurusapha Ladprao Press.
- 2) 長谷川善彦. 1962. 『タイの米穀事情』東京：アジア経済研究所。
- 3) Ingram, J. C. 1971. *Economic Change in Thailand, 1850-1970*, Stanford: Stanford University Press.
- 4) Marzouk, G. A. 1972. *Economic Development and Policies*, Rotterdam University Press.
- 5) Silcock, T. H. 1970. *The Economic Development of Thai Agriculture*, Canberra : Australian National University Press.
- 6) Sura Sanittanont. 1967. *Thailand's Rice Export Tax: Its Effect's on the Rice Economy*, Bangkok : National Institute of Development Administration.
- 7) Tsujii, Hiroshi. 1974. "An Econometric Model of the International Rice Market and Analysis of the National Rice Policies in Thailand, Indonesia, Japan and the United States," Discussion Paper No. 75, The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.
- 8) Tsujii, Hiroshi. 1973. "An Econometric Study of Effects of National Rice Policies and the Green Revolution on National Rice Economies and International Rice Trade among Less Developed and Developed Countries: With Special Reference to Thailand, Indonesia, Japan, and the United States," unpublished Ph. D. dissertation, University of Illinois at Urbana-Champaign.
- 9) Usher, Dan. 1967, "The Thai Rice Trade," in *Thailand: Social and Economic Studies in Development*, ed. by T. H. Silcock, Canberra: Australian National University Press, pp. 206-230.